

議 案 書

【議案】

〔令和5年度第1回理事会〕

番 号	件 名	ページ	
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和4年度事業報告について	事業報告書	資料1-1
		事業報告参考資料	資料1-2
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和4年度決算報告について	決算書概要	説明資料
		決算報告書（総括）	資料2-1
		決算報告書（拠点区分別）	資料2-2
		決算報告書 〔資金収支計算書(明細書)サービス区分別〕	資料2-3
		決算報告書 〔事業活動計算書(明細書)サービス区分別〕	資料2-4
		決算報告書 〔貸借対照表(明細書)拠点区分別〕	資料2-5
	固定資産管理台帳・増減明細表・集計表 〔拠点区分別〕	資料2-6	
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について	5	
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について	9	
議案第5号	令和5年度第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について	11	

【報告】

番 号	件 名	ページ
報告第1号	令和4年度基盤強化計画評価検証について	資料3

令和5年6月7日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度事業報告について

資料1-1及び資料1-2のとおり

令和5年6月7日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度決算報告について

説明資料及び資料2-1から資料2-6のとおり

令和5年6月7日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について

<提出理由>

評議員の欠員に伴い、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定に基づき、評議員候補者の推薦をお願いするもの

熊本市民生委員児童委員協議会理事

関根 義臣 様

<任期>

評議員選任・解任委員会で選任された日から令和7年度定時評議員会の終結の時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名、監事1名、事務局員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員及び理事選出規程〔抜粋〕

別表

評議員及び理事選出区分並びに定数表

種 別	区 分	評議員	理事
第1号	地域の福祉活動実践団体	1名	1名
第2号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1名	1名
第3号	地域の福祉に関係ある団体	4名	1名
第4号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2名	2名
第5号	行政機関及び社会福祉協議会	1名	2名
第6号	学識経験者等	1名	1名
第7号	社会福祉を支援する企業及び団体	4名	2名
合 計		14名	10名

別紙（議案第4号関係）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員名簿

任期 令和3年度定時評議員会（令和3年6月29日開催）終結の時から令和7年度定時評議員会終結の時まで

種別	区分	定数	所属	氏名
第1号	地域の福祉活動実践団体	1名	熊本市校区社協連絡協議会	林田ヤスエ
第2号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1名	熊本市民生委員児童委員協議会	(欠員)
第3号	地域の福祉に関係ある団体	4名	熊本市社会福祉協議会障がい部会 (熊本市手をつなぐ育成会)	西 恵美
			熊本市地域婦人会連絡協議会	植村 米子
			熊本市老人クラブ連合会	田辺 正信
			熊本市母子寡婦福祉連合会	池田 恵子
第4号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2名	熊本市地域包括支援センター連絡協議会	徳永 航太
			熊本市保育園連盟	小川 英聖
第5号	行政機関及び社会福祉協議会	1名	熊本市健康福祉局	大林 正夫
第6号	学識経験者等	1名	熊本日日新聞社	高本 文明
第7号	社会福祉を支援する企業及び団体	4名	熊本県社会福祉士会	高江 康明
			熊本青年会議所	吉村 明儀
			日赤熊本市地区本部	谷口 憲治
			熊本商工会議所	西村まりこ
合 計		14名	(敬称は省略させていただいております)	

令和5年6月7日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

事業実施地域の拡大に伴い改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所運営規程 第1条～第6条〔略〕 (通常の事業実施範囲) 第7条 通常の事業の実施地域は熊本県熊本市 北区植木町並びに熊本市北区小糸山町及び熊本市 北区改寄町とする。 第8条～第11条〔略〕	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所運営規程 第1条～第6条〔略〕 (通常の事業実施範囲) 第7条 通常の事業の実施地域は熊本県熊本市 及び隣接する市町とする。 第8条～第11条〔略〕

附 則

この規程は、令和5年6月7日から施行し、令和
5年4月1日から適用する。

令和5年6月7日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第5号

令和5年度 第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会の招集をお願いするもの

開催日時 令和5年6月22日（木） 午前10時から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度事業報告について
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度決算報告について
議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事の選任について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

令和5年6月7日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

報告第1号

令和4年度基盤強化計画評価検証について
資料3のとおり